

## 中野市立小中学校における学習用タブレット端末使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、中野市立小中学校（以下、「学校」という。）の学習用タブレット端末の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 学習用タブレット端末は、学校の教育課程における学習の質の向上を図るとともに、情報活用能力の育成及び主体的・対話的で深い学びの実現に資することを目的として使用する。

### (所有者及び管理責任者)

第3条 学習用タブレット端末の所有者は中野市教育委員会（以下、「所有者」という。）とし、管理責任者は学校長（以下、「管理責任者」という。）とする。

2 管理責任者は、学習用タブレット端末を適正に管理するため、情報管理者を指名し業務を行わせることができる。

### (管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、すべての学習用タブレット端末が、常に最良の状態で使用できるように、管理場所を定め、適正に管理しなければならない。

2 管理責任者は、学習用タブレット端末の使用が適正に行われるために、使用状況を把握し、必要に応じて指導、助言を行う。

3 管理責任者は、学習用タブレット端末の脆弱性を塞ぐために、アップデートを徹底し、常に最新の状態に保たなければならない。

4 管理責任者は、タブレット端末にアプリケーションソフトウェア（以下、「アプリ」という。）をインストールすることができる。ただし、次の各号に掲げる事項に留意する。

(1) 第2条の目的を達成するために有益なものであること

(2) 信頼できるものであること

(3) 有料アプリが必要な場合は、事前に所有者と協議すること

5 管理責任者は、定期的に学習用タブレット端末を確認し、不要なデータ等はその都度削除する。

### (使用者)

第5条 学習用タブレット端末の使用者は、学校に在籍する児童・生徒及び教職員とする。

### (使用者の責務)

第6条 使用者は、学習用タブレット端末の使用を適正に行うとともに、携帯中の毀損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

- 2 使用者が児童・生徒であった場合、使用に当たっての学習用タブレット端末の管理については、授業担当者又は担任が、適正に行うものとする。
- 3 使用者は、学習用タブレット端末の使用後、使用する際に作成されたデータは必要に応じて定められたクラウドストレージに保存する。また、一定の間、学習用タブレット端末に保存しておいてもよいが、容量に留意する。
- 4 使用者が学習用タブレット端末を用いてクラウドサービスを使用する場合は、学習や学校活動に関することのみとする。また、使用可能なクラウドサービスについては、事前に管理責任者及び所有者が許可したものに限る。
- 5 児童生徒がクラウドサービスを使用する場合は、児童生徒に配布される教育用アカウント以外のアカウントの使用を禁止とする。
- 6 使用者は、学習用タブレット端末に教育委員会が定めるアプリ以外のアプリをインストールすることができない。ただし、使用者が教職員の場合、第4条第4項に定めるところにより管理責任者と協議する。
- 7 アプリと Web が混在しているサービスについて、使用者は用途ごとに所有者に許可を得なければならない。
- 8 学習用タブレット端末を校外に持ち出す場合には、使用者は管理責任者の許可を得なければならない。また、その際には、すみやかに目的地に運ぶこととする。
- 9 使用者は、常に最良の状態で使用できるように管理する。

(適正利用)

第7条 学習用タブレット端末の適正な使用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令及び中野市個人情報保護条例（平成17年中野市条例第24号）を遵守しなければならない。

- 2 次の各号に掲げる事項については、これを禁止する。
  - (1) 第2条の目的以外の利用
  - (2) 信頼できる Wi-Fi 以外への接続
  - (3) 校務用ネットワークへの接続
  - (4) ID、パスワードの漏洩
  - (5) 個人的なメールアドレス、クラウドサービス用アカウント等の使用
  - (6) 個人のクレジットカード情報の入力
  - (7) 他者の肖像権や著作権を侵害する恐れのある写真・動画及び教育課程に不必要な写真・動画のアップロード、ダウンロード
  - (8) 利用が許可されていないファイルへのアクセス
  - (9) 児童・生徒によるアプリインストール
  - (10) 学習上必要のあるサイト以外の閲覧

- (11) アプリ内課金
  - (12) 授業及び国が推奨する校務DX化に必要な文書、写真、データ等の保有  
(個人情報等の文書、写真、データ等の保有は禁止)
  - (13) 使用者による学習用タブレット端末に設定される制限の解除
  - (14) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項
- 3 前項の禁止行為を行って生じた費用及び損害は、使用者が負わなければならない。
- 4 前項の使用者が児童・生徒であった場合、前項に規定する「使用者」は「使用者の保護者」と読み替えるものとする。
- 5 学習用タブレット端末は原則として1人に1台を固定して使用するものとし、同一端末の共有や貸し借りは行わないものとする。ただし、故意による毀損、紛失、盗難等の理由により、所有者が特に認める場合のみ代替機端末（予備機）の使用を許可するものとする。
- 6 児童生徒に配布される教育用アカウントについて、学習用タブレット端末以外での使用を可とする。ただし、使用できるアカウントについては事前に所有者の許可を得ることを前提とし、不適切な利用と所有者が判断した場合は、速やかにアカウントの停止処理を行うものとする。

(使用の制限・停止)

第8条 所有者及び管理責任者は、前条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。

- 2 前項により指導を受けた者が再度の注意によっても改善が図られない場合は、所有者及び管理責任者は、使用者に対し学習用タブレット端末の使用を制限又は停止することができる。

(障害・事故)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生した時は、直ちに管理責任者に報告を行わなければならない。また報告を受けた管理責任者は、所有者に対し直ちに調書の作成及び報告を行わなければならない。

- (1) 学習用タブレット端末を毀損、紛失したとき、又は盗難の被害にあったとき
  - (2) パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき
  - (3) 学習用タブレット端末が正常に動作しなくなったとき
  - (4) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、又は、それらのおそれのある事実を発見したとき
- 2 毀損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で、学習用タブレット端末の全部又は一部が使用できなくなった場合、使用者は教育委員会が別で定める相当の代価を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、相当代価を減額し、又は免除することができる。

- 3 学習用タブレット端末の使用者が児童・生徒であった場合、前項に規定する「使用者」は「使用者の保護者」と読み替えるものとする。

(返却)

第10条 学習用タブレット端末について、小学校6年生、中学校3年生については卒業後、所有者へタブレット端末の返却を行うものとする。また転校等の事由により管内の学校に通学しない場合も所有者へ返却を行うものとする。

- 2 学習用タブレット端末の返却の際は、タブレットに保存されている写真等を含むデータを削除すること。

- 3 学習用タブレット端末返却後、毀損等が発覚した場合、使用者は教育委員会が別で定める相当の代価を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、相当代価を減額し、又は免除することができる。また学習用タブレット端末返却から1ヵ月(30日間)については、使用者に対し求償を行うことができる。

(その他)

第11条 学習用タブレット端末の利用に関して、本要領に定めのない事項が発生した場合には、管理責任者と所有者との話し合いの上、対処するものとする。

附 則

この要領は、令和7年12月25日から施行する。

## 学習用タブレット端末 破損例一覧表及び負担者表

1	・教職員の指示下で使用している状況で、故意ではなく偶発的に端末が破損した	教育委員会負担
2	・教職員の指示で家庭に持ち帰りを行い、指示された使用目的の中で、故意ではなく偶発的に端末が破損した	教育委員会負担
3	・自然災害によるもの（地震、風水害、雷等）	教育委員会負担
4	・経年劣化や自然故障による端末の破損（経過に問題なし）	教育委員会負担
5	・教職員の指示がない状況下でタブレット端末を破損した	一部保護者負担
6	・教師の指示で家庭に持ち帰り、その後端末を破損した	一部保護者負担
7	・経年劣化や自然故障による端末の破損（経過に問題あり）	一部保護者負担
8	・故意による破損	全額保護者負担
9	・学習以外での使用（フィルタリングソフトの突破、動画視聴やゲーム等）によって破損した場合	全額保護者負担

※上記は一例であり、一覧表にない破損については、破損方法や破損に至るまでの状況を勘案し、負担の割合を定めるものとする。

一部保護者負担の負担割合については、破損状況や破損に至るまでの状況を勘案し、負担の割合を定めるものとする。

学習用タブレット端末附属品の取扱いについても、端末同様の取扱いとする。